

改訂5版「公共工事標準請負契約約款の解説」御購読者の皆様へ
本書の内容につきまして

株式会社大成出版社

平素より小社出版物につきまして、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書は、最終改正が令和元年12月13日中央建設業審議会決定の改正による最新の「公共工事標準請負契約約款」について解説をしたものです。

本約款の民法改正に伴う規定の見直しにつきましては、令和2年4月1日から適用されますが、建設業法の改正に伴う改正事項につきましては、令和2年10月1日からの適用となります。

解説の内容は、10月1日からの適用部分についても、反映したものとなっておりますので、ご注意ください。

〔改正建設業法関連条項は、以下の通りです。〕

○契約書部分

- ・「工事を施工しない日又は時間帯を定めるときはその内容」の追加

○第10条（現場代理人及び主任技術者等）

- ・第1項第2号に（C）の追加（第1項の「注」も含む。）
- ・第5項の改正「監理技術者等」

○第12条（工事関係者に関する措置請求）

- ・第1項、第2項の改正「監理技術者等」

○第21条（著しく短い工期の禁止）の追加

○第59条（A）（あっせん又は調停）

- ・第3項の改正「監理技術者等」

○第59条（B）

- ・第2項の改正「監理技術者等」

※監理技術者等：監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）又は主任技術者をいう。